

社会福祉法人聖マッテヤ会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、役員等（理事・監事・評議員）の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(役員等の報酬)

第2条 役員中理事長の報酬については、次のとおりとする。

報酬額（1日）	旅 費	宿 泊 費
20,000円	交通費実費精算（通常利用する交通手段とする。）	13,000円まで

2 役員等が役員会、その他理事長が必要と認め招集した会議等に参加した場合は、次のとおり旅費交通費を支払うものとする。

なお、タクシー利用は、一件2,500円を限度として実費を支給する。

日当	旅 費	宿 泊 費
5,000円	交通費実費精算（通常利用する交通手段とする。）	13,000円まで

(監事等の報酬)

第3条 監事等が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は次のとおり報酬を支払うものとする。

報酬額（1回）	旅 費	宿 泊 費
10,000円	交通費実費精算（通常利用する交通手段とする。）	13,000円まで

(準拠)

第4条 その他役員等が法人所用により、理事長が事前に認めた会議、出張等については、当法人の旅費規程に準拠する。

(適用除外)

第5条 この規程は聖マッテヤ会職員には適用しない。当法人の給与規程・旅費規程を適用する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年8月1日から施行する。

平成23年7月22日一部改正

平成24年5月29日一部改正

平成24年9月18日一部改正

平成25年6月1日一部改正